

社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会 役員・評議員の報酬等に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 35 第 1 項及び社会福祉法人神津島村社会福祉協議会定款第 10 条及び第 24 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第 4 条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人神津島村社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程に基づき支給する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第 6 条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。